

LICENSE GUIDE

司法書士

TOKYO HOKEI GAKUIN

司法書士とは

司法書士の役割は、市民の権利と財産を守ることにあります。「登記」という市民の土地や家の持ち主が確かに本人であることを法的に証明する手続きを代理することで、市民の権利や財産を守る者であるといえます。また、資本主義社会の重要な構成員の1人である「会社」や「法人」の誕生にも、司法書士は「法人登記」という形で深く関わっています。

司法書士の業務内容詳細

- 1 登記業務
- 2 裁判業務
- 3 供託業務
- 4 成年後見の業務



司法書士受験合格ガイド

本試験願書の申請から合格まで



司法書士試験科目

憲法

憲法は国家統治の為の基本法です。全ての法に対する根柢であるとも言えます。司法書士に簡易裁判所の訴訟代理権が付与されたことにより人権配慮の必要性が生じたためか、平成15年度より新たに試験科目に追加されました。

刑法

犯罪と刑罰、及びその関係を規定する法律です。犯罪と刑罰の一般的な仕組みを規定した総論と、個々の犯罪について規定した各論から構成されます。他科目と比べて学説の対立点が多く、深入りすると思わぬ時間を要してしまいます。効率性に特化した学習法が有効です。

民法

民法とは、自由主義思想に基づいた市民社会のルールを定めた法律です。司法書士試験においては出題数がダントツで多い、午後の部科目的実体法となる法律であり、「民法を制する者は司法書士試験を制する」とさえ言われる最重要科目です。具体的には、総則・物権・担保物権・債権・親族・相続を学習します。総則・物権・債権を学習することで日常の売買契約や賃貸借契約、債権債務関係、代理による法律的行為などについて学びます。担保物権では、抵当権・抵当権などを学ぶことで、金融と債権との関係性を知ることができます。金融関係の職務を行っている人にとっては、実務にも生きかすことのできる知識といえます。親族・相続法では、婚姻・養子縁組など日常身近な法律から、遺言など幅広く学びます。民法の学習は広く日常を助けるのに大変役立ちます。

不動産登記法

不動産登記とは、不動産の物理状況と権利変動に関する一定の事項を記載し、これを公開することにより、取引をスムーズに執り行うことを目的とした制度です。不動産登記は「表示登記（面積、土地の地目、建物の構造などを公示する）」と「権利登記（抵当権・所有権などの権利を公示する）」に分けられます。司法書士の業務範囲である「権利登記」のみが出題範囲となります。午後の部択一問題の4割以上の割合を占めるほか、登記の申請書の作成に関する記述式問題も出題されます。学習内容としては民法で学んだ知識をさらに深めていくことになります。特に不動産登記法では、不動産を売買契約によって取得する場合を考え、日常生活で、不動産を購入する場合などに役立ちます。

また、一方で抵当権・抵当権などの担保物権が学習の中心となります。実際の金融機関（銀行・信託会社など）で行われる職務のイメージをより鮮明にすると共に、自ら金銭を借り入れる場面などにも当該科目の知識が必要となってきます。

なお、土地を取得した場合の所有権移転登記や抵当権を設定したときの抵当権設定登記等も学習する必要があります。

記は、司法書士でない限り、業務として行えませんが、本人自らの土地について登記する場合は、相手と共に登記申請を行うのであれば、登記申請は可能であり、実際に登記を行えませんが、本人自らの土地について登記する場合は、相手と共に登記申請を行うのであれば、登記申請は可能であり、実際に登記する際の申請書の記載も学習することで登記申請が容易となります。

会社法・商法

会社法に関しては、その中心は会社法第2編「株式会社」であり、ここは深く学習する必要があります。会社法は、商業登記の申請書作成の前提となる実体法であるから、その深い理解と知識が欠けていると商業登記の申請書の作成は覚束ないことがあります。また、会社法は、実務でもよく相談を受ける法律であることから、会社法の全条文を読んでおくと後々大いに役立つでしょう。

商業登記法

会社や個人商人に関する一定事項を記載し公示する制度です。それにより相手方にはその商人を取り巻く権利関係等の情報を伝えられ、信用を得られるとともに、取引の安全を図ることができます。試験に向けた学習法としては、会社法で考えられる実体関係をどのように登記簿に反映させるかなどの内容を主に考えていきます。つまり、会社法と商業登記法は併せて一つの科目と考えて学習するのが有効だということです。択一問題の他、実際に商業登記申請書を作成する能力を求める記述式問題も出題されます。

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

民法などの私法の権利内容を、実際に現実のものにする為の手続を定めた法律です。財産や身分に関する紛争において、訴え、弁論し、判決に至るまでの手続きを規定しているのが民事訴訟法。そして原告が勝利したとしても、被告がその義務を果たすために協力的でない場合に、被告に義務を強制執行させるための手続きとなるのが民事執行法。訴えから判決までの間、強制執行を確保するための仮処分・仮差押えをする際の手続きとなるのが民事保全法です。民事訴訟法から5問、他が1問ずつ出題されます。

供託法・司法書士法

供託とは、金銭・有価証券その他の財産を国の機関である供託所に提出し、その管理を委ねることで一定の法律上の目的を達成するための制度です。例えば、債務者が債務からの弁済を何らかの理由があって受け取らなかった場合、債務者の債務不履行を防ぐ為に、その弁済分を供託所などが一時的に預かる事などを指します（弁済供託という）。その規定となるのは民法であり、出題も民法の範囲からが殆どです。

また、司法書士法は「町の法律家こと司法書士」がその業務を適正かつ円滑に行う為の制度を定めた法律です。司法書士にとっての「憲法」とも言えます。試験科目から除外された時期もありましたが、平成15年からは再び毎年1問ずつ出題されています。